

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討
第5回有識者会議【第2部】

日時：令和6年11月2日（土）18：45～19：55

場所：ウェディングプラザアラスカ 地下1階サファイア

<第2部 再生可能エネルギーに係る新税について>

（司会）

よろしいでしょうか。議長、どうですか。

（本田議長）

それでは、第2部を進めさせていただきたいと思います。

まずは、斉藤様の方からお願いします。

（日本風力発電協会・斉藤理事）

日本風力発電協会の斉藤でございます。

それでは、私の方から再エネ新税について、事業者3団体からの意見を申し述べさせていただきます。

先ほども資料1-1を用いて説明しましたので、引き続きということで、資料1の3ページ目になるかと思います。よろしくお願いたします。

既に前回第4回から非公開で新税の具体的な内容についての検討をなさっていると承知をしておりますので、ある意味、既に検討の中に具体化されているということは、今回の私共の意見に含まれているということは想定しております。そういう意味では、第3回で頭出しされたところを踏まえて、我々の方で意見として整理をしていますので、その点については、御承知おきいただければと思います。

全部で6点ございます。

まず1点目の財産権や経済活動の自由に対する留意ということで、これは、端的にも十分考慮いただいているものだという、今回も検討についても、御留意いただければと思います。あえて意見として挙げさせていただいているところです。

続きまして、2点目につきましてですが、2点目については、既存事業につきましては、いわば後追いで再エネ新税が新たに入ってくるというところで、今のところの遡及適用が懸念されるという趣旨で、再エネ新税を既存事業に課せられることについては反対をしたという考えでございます。

その理由につきましては、文章の方で表しておりますが、今、申し上げたことが大層でござ

ざいます。

続いて、3点目でございます。

3点目につきましては、2点目の既存事業とも関連するところではありますが、いわゆる開発中の案件が新税に関する条例が制定したタイミングでどのような開発プロセスにあるかということにおいて、それを課税対象にするや否やという点についての我々の懸念としての意見でございます。

その辺の線引きというのが非常に難しいのではないかとということとともに、私共は、事業の予見可能性というところが基本的な視点だということを示し述べさせていただいております。

従って、5行目ぐらいから書かせていただいておりますが、事業者がやはり事業計画を事業性として固める上で大きなポイントとなっているのが、FIT/FIP認定の取得でございます。

また、そこまでに当然に各種調査、環境アセスメント手続、そして地域との合意形成といったことを行ってきており、相当程度の費用と時間を費やしているというところがございますので、我々の意見としましては、条例施行日の前日までにFIT/FIP認定を取得済の案件につきましては、実質的に既存事業と同じような扱いをこの新税においても取扱いいただきたいと意見をさせていただいております。

今、申し上げた3点目の第3段落のところのお書きの内容がございます。こちら、今、申し上げたFIP認定に関わることでございますが、ちょっとテクニカルなことで恐縮なのですが、やはり対象になるFIP認定は、陸上風力に例えばフォーカスしますと、陸上風力、今年度、入札を実は先月の後半に国の方で行っていただいております。予定では、来週にその入札の結果というのが公表されます。それに基づきまして、入札の公表、通知を受けた後の7か月以内に認定を取得するというのが事業者には課されているものでありまして、これも御覧のとおり、既に入札をしたという行為をもって、価格は事業計画では決定しているというところがございます。当然に落札後に価格変更というのはあり得るのですが、これについては、他の事業計画の要件との関係性で、事業者としては、入札に応じた時点の価格決定という認識でございます。従って、その後に条例が施行されるということで、これも、先ほど既存事業の中で申し上げた、後から課税されていくという点との関係性でいきますと、やはり、対象外としていただければというふうには考えておりますし、この点については、十分考慮いただければという意見でございます。

4点目につきましては、事業者とともに、再エネ発電事業を建設するプレーヤーであり、その事業に資金を投入する投資家や金融機関、そういった方々にもやはり後で課税されることによるキャッシュフローの変化ということに対して、これは事業性という観点からも、今後、その事業へ継続するかどうかという判断に迫られるというところがございます。この点についても御留意をいただければという意見です。

5点目につきましては、これは、先ほど、冒頭に申し上げたような点では、一定程度具体

的な検討が進められていると承知はしておりますが、負担水準を今後決めていくという過程においては、是非、事業者の方にもヒアリングをかけていただいて、かつ事業者も大小様々ございますので、進めているプロジェクトですとか、現在、操業中の発電所の事業状況ですとか、そういった事業性ですとか、事業者様が持つ担税力といったようなところも踏まえて、負担水準がそれに耐えられる程度ということについて、しっかりと検証をしていただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

最後の6点目につきましては、こちらは、申し上げているところは、今後、共生条例が施行した後に共生区域というものが新たに設定されていく。その中で、設定された区域に既に再エネ発電施設が存在する、その再エネ発電施設を運営している企業がいらっしゃるという前提に立ったものでございます。

その部分に関しましては、そこで事業を進めている企業に関しては、当該市町村さんに対して、他の種類の納税等を通じてすでに貢献しているであろうと、そういう支援をしていただければと考えておきまして、その場合には、再エネ新税の課税対象にならないというような制度にさせていただけるとよろしいかなと考えておきまして、意見を述べさせていただきました。

以上でございます。

(本田議長)

よろしいですか。

ありがとうございます。

斉藤様の他のお二方は御説明されますか。

(日本風力発電協会・斉藤理事)

大丈夫です。

(本田議長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明に対して、御意見等ございましたらよろしく願いいたします。是非、税の関係で。

(金子委員)

青森公立大学の金子と申します。よろしく願いいたします。

御説明、ありがとうございました。

いずれも再エネ事業者の立場からして、ごもっともな御意見だと拝聴しておりました。

ただ、共生区域内は、新税の案として、非課税という形で考えておりますので、これは問題にならない論点です。

今のところはそれぐらいです。

(本田議長)

ありがとうございました。

その他、どうでしょうか。

青木委員は大丈夫でしょうか。

御意見はございませんでしょうか。

(青木委員)

いわゆる業者、事業者さんへの課税というものを今まで何か所も経験していることから、おおよそおっしゃられるだろうなという想定内です。ちょっと異論があるところもありますが、特にこの場で何か御質問しても、あまり意味がないですので、結構です。大丈夫です。

(本田議長)

ありがとうございました。

よろしいですか。

どうぞ。

(金子委員)

新税の案は、税を課して事業者に負担を求めるという趣旨の税ではございませんので、あくまでも共生を促進する、合意形成を促進するという趣旨の税であるという前提で考えていただければというところだと思います。

(本田議長)

ありがとうございます。

知事の方はよろしいですか。

(宮下知事)

確認をさせていただきたいところがあるのですが、4ページのところで、まず1点目が、適切な負担水準ということによっていただいているということは、課税することについては反対ではないということを確認したい。もう1つは、共生区域の案件というところで、これも大事なポイントなのですが、他の種類の納税等を通じてと言っていますが、この「等」は何が含まれているのかについて、確認させてください。

(日本風力発電協会・齊藤理事)

知事、ありがとうございます。

1点目につきましては、課税されるということは承知した上での意見でございます。

2点目につきましては、「等」の中には、市町村さんへの、いわゆる直接の納税というだけではなくて、地域でいろいろと活動していただくものに対して、経済的に支援をさせていただくということも含めてという趣旨でございます。

(宮下知事)

私は、この「等」というところに、この問題の本質が実は含まれているというふうに考えていて、地域貢献という名のもとに、ある意味、会社ごと、それから自治体ごとに様々な協力金という、協力する、事業に協力する、あるいは施策、政策に協力するという意味で、財源が各会社から協力をいただいているということだと思います。

そのことは、再エネ事業を推進していくにあたって、その事業の正当性というものを世の中の人たちとの関係であったり、県民との関係で、示すことが本当にできているのかということをお聞きには是非考えていただきたい。

つまり皆さんは、税の時は予見可能性のことを言いますが、この地方負担そのものが予見可能性のないお金なのです、はっきり言って。

ある自治体では100万で済むものが、ある自治体では1億必要だということは、予見可能性はないです。例えばですが、1億といたら、事業ができるか、できないかと思ったら、ぎりぎりできますみたいな話、よく分からない数字になる。

予見可能性のことを言うならば、むしろ税で、その他の地域貢献ということは、そこで尽きていると言っていいと思います。

そして、もっとありていに申し上げれば、不透明なお金の流れをこの事業は作っている、源泉になっているのではないですか。「等」ということで、今、丸めていますが、そのことは、この事業が本当の意味で地域として推進できるきっかけをないがしろにしている源泉になっているような気がする。

地域への貢献だとか、あるいは地域との共生だとかということをお考えた時に最大限予見可能性があつて、そして制度を安定させるのは、私は税だと思います。それは、今ある、勿論、固定資産税とか、そういう自治体に行くものも含め、今回の再エネの新税というのは、まさに再エネを推進するために、基本的に使うということになっているわけですから、そこも是非、業界で御理解をいただきたいということは、私はあえてこの場で申し上げたい。

それからもう1つですが、話は戻って、さっきはメディアがいたので言いづらかったのですが、1ページのところで、こういう書き方を皆さんがされています。今回のお話を制度変更リスクだと評価をしていると。

「他の地域もうらやむ資源と優位性を有する青森県が、制度変更リスクが顕在化した地域として捉えられてしまうことにもなりかねません。そうなれば、各企業の投資意欲の低下を

招き、また、県内企業が建設工事や長期にわたる運転・保守に参画する機会が奪われてしまいます」という、こういう言い方は、私たちに対する脅しですよ、これは。やめた方がいい。はっきり申し上げます。そうとしか、私には受け止められない。

むしろ、今回は、法的な安定性を目指して、各自治体が協力金とかいう、よく分からないそういうものの中で、再生可能エネルギーを進めるとか、進めないとかという環境を作らないようにするために条例案を制定するわけで、一旦、ブレーキのように見えるかもしれませんが、あるタイミングで私たちはアクセルを踏むわけですよ。そして、どう考えても、皆さんが言うように他の地域が羨むような環境が私たちにあるとすれば、産業クラスターの可能性だってあるわけで、そこまで見通して私たちは、今回、その条例を作っているわけですから、こんな言い方は、はっきり言って、青森県に対して失礼だ。

これは、はっきり申し上げます。その点は、これも確実に各事業者には私は伝えていただきたいと思っています。

以上です。

(本田議長)

ありがとうございました。

(日本風力発電協会・斉藤理事)

知事の今のコメントをしっかりと伝えていきます。

ありがとうございます。

(本田議長)

関係者全体で、今の知事の熱い言葉、受け止められればと思いますので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次に移る前に、斉藤理事は御退席をお願いします。

(宮下知事)

ありがとうございました。

(本田議長)

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。

お手元の資料5、「再生可能エネルギーに係る新税について」、事務局の方からお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料5を御覧ください。

新税の税制度の骨子となる課税素案を御説明いたします。

まず1ページになります。

(1) 税の趣旨・意義でございます。

再生可能エネルギーと地域・環境との共生を図りながら、再生可能エネルギーの円滑な導入を促進することで、本県の豊かな自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承していくため、共生条例と一体となって、その政策効果・実効性を補完する手法として税制を活用することとしております。

この点につきましては、前回、第4回会議からの説明から概ね変更はございません。

次に(2) 使途でございます。

税収の使途につきましては、現役世代が将来世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等を保全し、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進する観点から、再生可能エネルギーに係る県民の理解促進と自然・地域との共生のための諸施策を想定しております。

続きまして、(3) 課税の対象についてです。

対象とする再生可能エネルギーとその規模については、税条例は、共生条例と一体との観点から、陸上風力は500kW以上、太陽光は2,000kW以上としております。

次に既存事業の取扱いについてですが、前回、第4回会議で既存事業についても税負担の公平性が求められることなどから、原則として課税対象に含めることとした上で、調整、または保全地域における既存事業が共生条例の枠組みの中で共生区域における事業と認定された場合は非課税とし、共生区域への移行に必要な一定の周知、準備期間を設けることとしていたところ です。

その際、委員の皆様から様々な御意見をいただいたところでございまして、これらの意見を踏まえ、改めて事務局で検討を行った結果、既存事業に対しては課税しないことといたしました。

この理由としましては、まず、再エネ発電事業者は、税負担の予見可能性がない中で事業の採算性を見極め、事業を実施、または計画していることから、事業者の権利利益へ配慮する必要があると考えたものです。

また、再エネ発電施設の設置に当たりましては、相当の初期投資を行っており、仮に移転する場合であっても相当の期間とコストが発生することが想定されます。このような点を踏まえ、政策的配慮から適用除外としたものであります。

続きまして、(4) 課税客体でございます。

再生可能エネルギー発電設備の所有に対し、設備の所有者、発電事業者に課税をすることとしております。

続きまして、(5) 課税標準です。

再生可能エネルギー発電所の出力としております。前回、皆様から御意見をいただいたところですが、発電所の出力は一定で客観的な指標であり、自然への影響等は、発電所の出力の多寡、設備の規模が大きく影響すると考えられることから、このようにしております。

続いて、資料の2ページを御覧ください。

(6) 非課税の対象となる施設です。

非課税の対象となる施設としましては、共生区域内に設置する再エネ発電設備、それから国・地方公共団体等が設置する再エネ発電設備、建築物の屋根に設置する太陽光発電設備等は非課税対象としております。

続きまして(7) 税率の水準でございます。

税率につきましては、FIT価格等に基づく売電収入、これは推定値となりますけれども、これに着目し、ゾーニングの区分ごとに税率に差を設けることとしております。

標準税率、こちらは、調整地域に適用させるものでございます。

前回の会議では、標準税率の負担水準については、売電収入の1%程度と御説明していましたが、今回の課税素案の取りまとめにあたり、事務局で検討した結果、電気供給業、これは、発電、小売でありますけれども、これに係る法人事業税の負担水準等を参考に、売電収入の0.75%を目安としたいと考えております。

なお、売電収入の算定にあたりましては、一定の設備利用率等も考慮することとしております。

具体の税率の目安としましては、陸上風力がキロワットあたり300円、太陽光がキロワットあたり110円程度としております。この考え方については、後ほど改めて御説明いたします。

続いて、重課税率でございます。こちらは、保全地域と保護地域を対象といたします。

保全地域、保護地域は、原則、再生可能エネルギー発電事業を計画することができない地域であることから、再エネ事業者に強く行動変容を促すため、営業利益の20%程度を負担水準とし、税率の目安といたしましては、陸上風力がキロワットあたり1,990円、太陽光がキロワットあたり410円程度としております。こちら後ほど改めて御説明いたします。

続きまして、資料の3ページを御覧ください。

(8) 課税方式でございます。

こちらは、今回、初めてお示しいたしますが、賦課課税方式といたします。

地方税の課税方式としましては、大きく2つの方法があります。

1つ目は、賦課課税でございます。地方団体の長が税額を決定し、納税通知書を納税義務者に送付して税を納めていただく方法です。

もう1つは、申告納税です。こちらは、納税者が自ら税額を計算し、申告の上、その税額を納めていただく方式になります。

今回検討している税につきましては、共生条例における枠組みの中で課税の対象や課税標準等の捕捉が可能であるものと考え、賦課課税方式によるものとしております。

続きまして（９）法定外税の枠組みについてでございます。

法定外税には、法定外普通税と法定外目的税の２種類がございます。普通税は、その用途を限定せず、一般の経費に充てますが、目的税は、税収入の用途が特定されております。

こちらにつきましては、青木委員から政策目的達成のために経済的な負担をかけるという位置づけであれば、普通税が適当であるとの御意見をいただいております。新税は、再生可能エネルギーを取り巻く環境変化等に柔軟に対応していく必要があります、また、共生条例の政策効果、実効性を高めるための税制度であることから、法定外普通税を採用したいと考えております。

最後に（１０）実施期間でございます。

新税の実施期間につきましては、時限措置とはせずに、５年ごとの検討条項を設けることを考えております。

総務省の通達によりますと、法定外税の課税を行う期間は、原則として、一定の課税を行う期間を定めることが適当とされておりますが、この新税につきましては、再生可能エネルギー発電事業が継続する限り、共生条例におけるゾーニングや合意形成プロセスが将来にわたって確実に維持されていく必要があることから、時限措置とはせずに、５年ごとに検討するという検討条項を設けることとしております。

以上が新税の制度骨子となります。

最後に資料の４ページを御覧ください。

本日の会議で、特に委員の皆様から御意見をいただきたい論点について記載しております。

具体的には、税率の水準の妥当性についてでございます。

まず、調整地域につきましては、先ほど申し上げましたとおり、標準税率を課すことを考えております。これにつきましては、本県の農山漁村再エネ法の設備整備区域での地域貢献例として、著しく高い事例を除いた単純平均で、売電収入の概ね 0.75%程度の地域貢献が行われていることを踏まえ、県といたしましては、地域と再生可能エネルギー発電事業の共生を促進する観点から、同程度の負担を求めることは一定の合理性があるのではないかと考えております。

もう１点、保全地域及び保護地域に対して課する重課税率でございます。

保全地域と保護地域は、原則として、再エネ事業を計画することができない地域ですので、再エネと地域・自然との共生という共生条例の政策目的の達成のため、再エネ事業者に強く行動変容を促す効果が期待できる水準を設定する必要があると考えております。

抑制・誘導のための税制として、現在施行されている法定外税の中で最も高水準と考えられる税率の水準が、営業利益の 20%程度であること、また、一般的な法人の実効税率、こちらは国税である法人税や地方税の法人事業税などの所得に対して課される法定税の税率により算出されるものですが、この実効税率は、一般的に 30%程度と言われております。この実効税率と新税の重課税率を合わせますと、実質的に営業利益の 50%程度の

税負担を求めることとなることから、県といたしましては、当該水準は、抑制・誘導のためのもので、一定の合理性があるのではないかと考えております。

これらの税率の水準について、御意見をいただければと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

(本田議長)

ありがとうございました。

ただ今の御説明に対して、いかがでございましょうか。

青木委員、御意見はございませんでしょうか。

(青木委員)

やはり気になるのは、勿論、税率の水準は、非常に計算が難しいものですから、税の根拠、あるいは税の性格、何を目的に、最終目的にするのかによって大分変わってくるものですから、税率の水準の考え方は大変難しいです。

その上で、後でも論点に出るのかもしれないですが、ゾーニングのそれぞれの税率の位置付けは何となくは分かりますが、今、御説明いただいた保全地域、保護地域と調整地域の差を大きく取っているように見えます。

共生区域は非課税ですが、調整地域の税率が比較的低いので、このあたりの違いをどのように説明するのか。他の委員の専門のゾーニングの問題に戻ってしまいますが、調整地域の位置付けをどのようにメディアや県民に御説明されるのかということに関わってきますが、一般論からすると売電収入の0.75ですので、比較的lowなもので、納税者からすると、それほど負担ではないということですので、できるだけ共生区域へ誘導をしなければいけないわけですから、もう少し差をつけてもいいという気がするのですが、この点、いかがでしょうか。

(本田議長)

ありがとうございました。

事務局の方から御説明ありますか。

(事務局)

税の負担水準、調整地域ですが、こちらの方は、課税上どうしてもいろいろ考えなければいけないところがあります。具体的にどの程度にするかという判断材料が現状の本県で行われている再エネ事業の地域貢献例というところが、やはり一番カギとなってくると思っております。まず、そこで得られる水準を一旦、皆様にお示ししたということでありませぬ。

(宮下知事)

補足をすると、まず、今の0.75というのは、基本的に事業者が、端的に言うと、納税し得る範囲、事業に影響のない範囲だと理解している。一方で、大体地域貢献としてこれくらいしていただいているということなので、裏と表の関係で、標準税率はそうになっています。

共生区域そのものとの差ということですので、そもそも共生区域に誘導するということがメインとなってくると思いますので、そこを非課税にするという扱いをしていると理解をしていただきたい。私自身もそういう理解をしています。

(本田議長)

ありがとうございました。

青木委員、いかがでしょうか。

(青木委員)

勿論、当初からそのように理解はしていますが、調整地域で0.75でいいのではないかという気持ちになるのではないかと思います。そこから共生区域に誘導するという効果が、それが最終目的なわけですけど、このところが効くのか、効かないのかということがちょっと心配になっているところがございます。

(宮下知事)

どちらかと言うと、私としてはどちらでもいいと思っています。

調整地域ですから、自然環境の負荷との関係では、それほど課題にはならないというところでいくと、共生区域にならなくても税を払えばいいというような論点はある。

ただ一方で、保全地域となった時には、確実に共生区域にしていきたいという趣旨で非課税にする。そういう2段階があると理解をしています。

(青木委員)

分かりました。誘導のところは、どちらかと言うと保全地域から共生区域への誘導であって、調整地域から共生区域への誘導は、それほど重点を置いていないという御説明をいただきましたので、それであれば、そのようにメディアの方にも御説明すればいいと思います。

(本田議長)

ありがとうございました。

(大久保委員)

私も同じように考えておまして、調整地域が共生区域に移行するのであればいいと思いますが、現在のポテンシャルからいうと、逆に保全地域や保護地域を共生区域にする提案

が出てくる可能性が高いので、そうなる、それを促進するような効果を強く出すということもいかなものかという問題がある。そこで、多分、その調整、バランスを考えてこのような仕組みの提案が出ているのではないかと理解しております。

(本田議長)

大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

その他の委員の方はいかがでしょうか。

(金子委員)

私は、このA案に基本的には賛成です。

やはり、数年ごとに見直しを行って、加減をその都度検討していただければと思います。

最初からこれがベストということは、なかなか難しいと思います。

標準税率の誘導効果が少し心配なところですが、事務局の方で大分議論を重ねた結果だと思っております。

また、既存事業については、租税法の原理原則としても、遡及課税は禁じられていますので、よろしいと思います。

以上です。

(本田議長)

ありがとうございました。

その他、税の専門でない委員の方、山岸委員、どうぞ。

(山岸委員)

前回は意見を言わせていただきましたが、調整地域から共生区域に行くことと、保全地域から共生区域に行くことのプロセス自体に差がないと思っております。

先ほど事業者団体の方々が保全地域は風況が良いとおっしゃっていたので、そうなる、保全地域から共生区域に行くことを、見た目上は、誘導しているように見えないかと思いませんし、何が違うのか。保全地域が、そもそも本来は守っていきたい地域なのだけれども、事業を行うのであれば共生区域に移行してということは分かりますが、それ自体を推進してしまっているような、後押ししてしまっているような構造になってはいないだろうかということが、少し懸念材料です。

税の方で共生区域になると、保全地域からきたものも非課税にするということは、別にいいと思いますが、保全地域から共生区域に行くということに、何かしら調整地域とは違う何かを設ける必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

例えば、保全地域から共生区域に行くプロセスの中に自然環境だったりとか、守るべきも

のに関しての何か専門的に話し合うところをワークショップ置くとか、何かそういうものが1つあった方がいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

(宮下知事)

私たち、そこを凄く、私が最後まで粘ったので、大分議論しましたが、結局、今、山岸委員が言ったような話というのは、事実上、そういう議論がなされるはずだと捉えるしかないと思っています。つまり、保全地域は、基本的には県のゾーニングではあるものの、ある程度、自然環境との関係でいけば守られるべき地域であるとして、色が黄色に塗られている。自治体側も共生区域にするためには、一旦は、二の足を踏むのではないかと思います。事実上、共生区域になるために、様々な議論が、協議会なり、意見を言うタイミングで行われることも前提で私たちは考えている。だから、制度的には同じでも、実質的に行われることには差があるのではないかと捉えていると私は理解をしています。

そこに手続の差を設けること自体が、法制論として正しいか、要するに法的効果が同じものについて、手続が別になるということ自体が正しいかどうかということは、私たちには判定できないので、それはちょっと違うのではないかと思ったのですが、この点、佐々木委員、どうでしょう。

(佐々木委員)

共生区域になることは、共生区域の協議会が設けられて、ここには事業者が入るが、県も入る。それから、関係する市町村が入って、自然関係の専門家も入り、そこで揉まれながら、再生エネルギー推進と自然、歴史、伝統の保護のバランスをとった、理想論かもしれませんが、適切解を見出して進めていくということが共生区域の在り方だと思うので、共生区域として認めるのであれば、そこは非課税で筋が通ると私は思ったところですよ。

もう1点、事業者の立場からすると、風況が良いところで事業を進めたがるから、量的に見た時に、保全区域から共生区域に変わっていくということは、一応、折り込んで考えていると私は思っていて、そのあたりは、前回の会議の大久保委員の御認識とは違うと思います。

(山岸委員)

共生区域になった時に税率が一緒になることに関しては、それほど問題視しているわけではない。

(宮下知事)

今の話は、山岸委員は、手続をもう少し変えた方がいいということですよ。ただ、そのことは、私たちとしては、手続は加えなくても、多分、手続を加えることと同じぐらいのレベルで、保全地域から共生区域になるためには、それなりの議論が行われるだろうということを見越しているということです。

一方で、法的な効果が同じものに対して、手続の差をつけることは、なかなか難しいのではないかとということで、そのようにしたということです。

(大久保委員)

ありがとうございます。

私も実は山岸委員と同じ懸念は、共有していて、多分、知事も懸念は共有されていて、それにどう対応するかということです。これはおそらく税の問題ではなくて、条例そのものの問題だと思っております。

共生区域のゾーニングを保全地域とする場合には、結局、今、3種類ある。法律に基づくものと、それから独自にやるものの大きく分けると2種類があるわけです。最初から言っていることですが、法律に基づくもののゾーニングが一般的にはあまり評判がよろしくない場合が事例としてはある。そして、さらに今回、条例で独自にやるものについては、少なくとも法律以上のものを確保しなければいけないということになると、ここはやはり青森県が頑張っゾーニングの良い事例を作っていくという覚悟がないと、とても難しいと思っています。

そのためには、おそらく、今日、最初の事業者の発言のように、ここだけは私は一致していたのですが、おそらく協議会を作ったことのないような基礎自治体が、これをやろうとすると、よく分からないことになる可能性があるので、県がサポートをしっかりとすることが、とても重要ではないかと個人的には思っています。

(本田議長)

事務局の方から何かございませんか。

(事務局)

共生区域になるためには、市町村が設置する協議会で温対法や農山漁村再エネ法に基づく促進区域を設定するか、今回の条例では、その他に知事が認める区域を共生区域とするというような設定をしておりますけれども、いずれにしても、関係者による協議会を設置して、そこで検討して区域を設定していくということが基本的な考え方になります。

ですから、そう簡単に共生区域になれるわけではなくて、保全地域から共生区域になるためには、かなりの議論があつて、佐々木委員がお話したように、開発と規制、自然保護とのバランスをとりながら、共生区域の設定がされていくことになります。

(大久保委員)

ありがとうございます。

それは、一言で言えばそういうことなのですから。

実態としては、私は、今日、知事がおっしゃったことが大変重要で、やはりその地域の資

源というものを、大事にするということに対する議論が、協議会の場で行われるべきである。そこでなぜここは保全地域になっていて、ここの地域の特徴は何で、それをどういうふうにその地域の人々が大事にしてきたのか。それと施設の内容を比較するという、その実質的な議論の場が確保できるかどうかと思っております。この条例の理念を県民みんなで共有できるかというところが大きなポイントで、そのためには、さまざまな形で発信をしていく必要がある。私は、そういう形で実質的に議論がきちんと行われる、形式的に終わるのではなくて、議論が行われることを大変期待しています。

(宮下知事)

そういうことです。

(本田議長)

錦澤委員、お願いします。

(錦澤委員)

全て、今の議論をフォローできているか分からないのですけれども、1点は、保全地域から共生区域に変わるということの是非については、今、議論がありましたとおり、1つは、法定の温対法と農山漁村再エネ法の協議会を設けて地域貢献も含めて議論をするということで、かなりハードルが高い仕組みになっています。

その後、知事の認定もありますので、多段階でチェックがかかりますので、最終的にこの事業はまずいということであれば、そこで不認定できるということになりますから、私自身は、あまり心配していません。

その場合に、そういったプロセスを経るのであれば、税金を払って事業をやりたいという事業者がいた場合には、営業利益の20%ということで、それなりの負担を強いるということになりますので、その点はいいと思います。

青木委員が言われた点が、私もどちらかという気になっています。調整地域の扱いです。環境配慮という点では、環境保全の環境質という意味では、ゾーニングをした結果、それほど保全の重要度という意味では高くないということで、そういう意味での大きな問題というのはないのかもしれませんが、今の0.75%という仕組みにすると、先ほど御指摘があったとおり、共生区域にするという手間を考えたら0.75%を支払ってしまうという選択をする。

そうした場合には、本来、地域に何らかの形で、協議会で議論をして、こういう地域貢献をしたいという形で話が進むものが、税金という形で県に支払われることを基礎自治体はどう捉えるかという問題だろうと思います。

ここの部分については、本当に基礎自治体がそういう形でいいと言うのかどうかは、確認しておく必要があるのではないかと思います。

それから、もう1点、今回、事業者の方に来ていただいて、いろいろ御意見をもらって、既存事業の扱いですが、今回のこの制度は、今の検討では、環境影響評価手続が終わっているかどうかということも既存事業かどうかの1つの判断基準にしていますが、事業者の方は、FITあるいはFIPの認定を基準にして欲しいという主張をしています。

これは、私は、一定程度理解はできていると思っています。FIT/FIPの認定をしているということは、環境影響評価が終了していないものですが、方法書が出ているということですから、場合によっては、立地調査も相当程度しているという可能性があります。

立地調査をしているということになると、相当、そこに先行投資をしていることになりまますから、既存事業というもののの中にそれを入れなくて本当に大丈夫なのかどうかというところは、少し気になるところです。

FIT/FIP認定はしているけれども、環境影響評価手続は完了していない事業が、実際、どのくらいあるのでしょうか。

あと、条例を制定してから、周知期間をどのくらい設けて、施行まで持っていくのか、その点について確認しておきたいと思います。それなりの周知期間は必要なのではないかと思います。

(宮下知事)

私から一括して簡潔に答えます。

1点目の営業利益の20%について、保護地域の扱いは、私たちとして考えていることは、保護地域はそもそも風力発電は建てられないけれども、税率を設定するという意味は、完全に実効性の担保という意味でしかない。20%払えばできるということではないということは、御理解いただきたいということです。

それから、基礎自治体はどう考えるかということは、市町村ともよくこの制度を相談して考えていきます。ただ、特に今のこの情勢の中では、御理解いただけるのではないかと、県と市町村の信頼関係がある中で御理解いただける範囲だと私は捉えています。

3つ目の既存事業の取扱いについても、実際やっている事業とのバランスを考える必要があつて、今、御指摘のあった事業は、数については、今、おそらく手元にはないので、申し上げられないのですが、現状としてはあるということはお伝えさせていただきます。

(本田議長)

錦澤委員、よろしいでしょうか。

(錦澤委員)

はい。

(本田議長)

ありがとうございます。
その他、いかがでしょう。
山岸委員、どうぞ。

(山岸委員)

先ほどの話に戻ってしまうのですが、おっしゃることはよく分かります。保全地域と銘打っているものに対して、事業者だけではなく、市町村が配慮するだろうとは思いますが、それが本当に担保できるかということは、やはり問題だと思っています。

1つだけ言えることは、保全地域が確実に減っていく。現状の指定範囲と変わっていくと思います。最初に設定したよりも、将来は確実に減ってくると思います。それでは、どこまで減らすか。これは、また別な問題になってくるとは思いますが、そういう時に、ある程度、そこを守っていくという、何か調整地域とは違うところを共生区域になる上で自覚してもらおうというか、分かるようなところが必要なのではないか、何かできないかと思っています。

(宮下知事)

分かりました。

つまり、結果的に、一番、最悪のケースを考えた時に、保全区域としていたところが、制度上、実際は全部、共生区域になる可能性があるということですね。

(山岸委員)

それはないと思いますけれども。

(宮下知事)

制度を作る時には、極端なケースを考えなければいけないので、どうやってコントロールするか。それは考えます。コントロールできるものか、上限規制。

(佐々木委員)

保全地域は青森県として守らなければいけない地域。それでも、守らなければいけないが、再エネの推進とのバランスを考えると、保全地域の価値を譲らなければいけないということもあると思います。

そういう意味で再エネ事業を推進するために青森県がどこまで負担を引き受けなければいけないのかということは、実は、大きく言えば地球レベルで決まってくるし、小さく言っても国レベルで決まってくるので、青森県の共生条例は、非常に素晴らしい試みで、ご苦労されながら作っていると思うのですが、やはり国が本当は、そういうことをきちんとや

っていかなくはない。

青森県としては、是非、これを進めながら、国にも、もっとちゃんと再エネを進めるのであれば、事業者ベースでいろいろ進めてくださいと言うのではなくて、もっと、今、青森県が青森県としてやろうとしているように、バランスを取りながら進めていくようにという働きかけを、青森県が国に対して、続けていただきたいと思います。

(大久保委員)

多分、今の総量の話というのは、錦澤委員が最初に総量規制を設けた方がいい、設けているところもあるという話をされたと記憶しているのですが、私の記憶が正しければ。

ただ、その総量をどう設定するかということは、とても難しいということが第1点。

それから2点目は、保全地域から共生区域に移る場合は、先ほど、錦澤委員が、そこがそれほど環境上、重要ではなかったということなのだろうからおっしゃられたのですが、そういう理由で免税にするわけではないのではないのか。保全地域での何らかの生物多様性損失はあるわけなので、その分は、補償させるべきという考え方も成り立つと思いますので、多分、そういう説明の仕方はしない方がいいだろうと思います。

1点目については、総量規制をかける、何らかの方法でかけるという方法もあると思いますが、私が最初に申し上げた育てる条例という意味は、やはり地域の中で、この部分はどういう場所なのだというをどんどん認識できるような、いわゆる地域学みたいなことで言うと、まちというか地域を見て、ここが重要だという共通の認識を育てていくということ。地域の人々のそういう意見、あるいは地域だけではなくて、ここには、こういうものがありますよという科学的な知見をインプットしていく中で、プロセスを向上させていくことがとても重要であり、そのことを問いかけている条例なのだろうと思っています。

でも、山岸委員がおっしゃっている総量規制をどうするか、すみませんが、私自身、今の時点で答えはありません。

(本田議長)

私も、常々、やはり地域の人たちがどういう地域にしたいかということはとても大事で、それがまず一義的な意味だと思います。それを実現するためには、議論がとても大切で、仕組みも大切です。ただ、我々が今、手が付いていない、大久保委員がおっしゃったような地域学、その地域のためにどう考えるかということを含めて、仕組みを作っていくところがとても大切かと思います。

山岸委員が御心配のようなことにならないようにするために仕組みを作っていく、使っていくというコンセプトかと思います。

(事務局)

共生区域を設定するためには、まず市町村が区域設定をして、県知事がそれを認定すると

ということが、2段階になるわけで、総量規制は、総量を決めるのは大変なことだと思いますが、コントロールができる仕組みにはなっていると思います。どこでも共生区域になるわけではなくて、市町村、それから県が認めない限りは、そこは共生区域にはならないという仕組みにしています。

それから、市町村が、大久保委員もお話されたとおり、現行法令の促進区域の設定がうまくいっていないという趣旨のお話もありましたが、県では、市町村へのサポートは、この条例の運用と併せて進めていくことを考えています。かなりマンパワーだとか、各市町村の状況を見ると厳しいところが多いと思いますが、その辺は県がサポートして、適切な形で共生、促進区域の設定をサポートしていくということも併せて取組を進めていきたいと思っております。

(本田議長)

お願いします。

(事務局)

総量規制のお話に直接かかわるかどうか分からないですが、今、ここで見えているものは、あくまでもゾーニングだけですが、サブマップでいろんなことが折り重なってくるので、オレンジが全部無くなるということは、現実には厳しいとは思いますが。特に社会的条件など、全く見えていない、隠れていますので、できるところというのは、見かけ上の広さよりは、大分限られてくるのではないかと、重ねてみないと分かりませんが、そういうものではないかと思っています。

(宮下知事)

今の言い方は、確かにそうですが、事業の予見可能性が少なくなってしまうので、その辺は、やはりちゃんとしたゾーニングマップ、本当に必要ですね。メッシュが細かいもの。そういうものをちゃんと提示して、スタートできるような環境を作らないといけないと思います。

でも、確かにコントロールはできるとはいえ、40市町村長と知事があまり考えなければ全部にもなるわけで、制度としてどうかということと、運用としてどうするかということは、多分、少し差があるところで、総量規制は、やはり国全体としての、再エネの電源としてのパーセンテージから始まって、県がどれぐらい担うべきかというような話。あるいは、それは、単に47で割るのではなくて、風況が良いとか、そういうところでいくと、本当は割り出すことはできなくはないはずなので、そういうことは、今の時点ではやらなくていいと思いますが、少し考えていかなければいけないことかもしれません。そう思いました。ありがとうございます。

(本田議長)

ありがとうございます。知事にまとめていただきました。

風としては、この地域は、とびきり良いので、皆さん、期待しているところだと思いますが、地域の価値をどう考えるかということをもまずは作っていきましょう。

その他、よろしいですか。

それでは、議事(6)意見交換ということになりますが、知事からまとめがありました、それ以外で御発言ございましたらお願いいたします。

青木委員、錦澤委員、大丈夫でしょうか。

よろしいですか。

そうしましたら、事務局の方に司会をお戻しいたします。

(司会)

最後、知事、よろしいですか。

(宮下知事)

今日は、皆さんから様々な御意見をいただいて、多様な論点の中で、最後、仕上げは大事だと思しますので、仕上げにあたって、まずは皆さんに御説明に伺うと思えます。本当に忌憚のない御意見を言っていただければと思えます。

全国でも注目されると思えますし、私たちとしても、隙のない制度にしたいという想いがありますので、引き続き、御協力をお願いしたいと思っています。

先ほど、事業者にはあのようなお話をしましたが、基本的には、まず、やはり今の県の状況、青森県の状況というよりも、全国の状況が、一方的ですよ。事業者が決めたところで、事業者がやりたいようにやっているという、そうではないエリアも勿論ありますし、ちゃんとやっているところもありますが、やはり問題になるところが多くなっているということは、まさにそれだと思っています。だからこそ、やはり一線は引かなければいけないというところ。その一線を、今、決める作業をしているということは、基本コンセプトとして、まず皆さんと共有しておかなければいけないと思えます。

それは、ある意味、引いた後は、大いに推進ができる環境を作りたいということが私はあると思っていて、まさに、本田委員が議長をやっているところからも感じていただければと思えます。

今日、皆さんに申し上げたいことは、今日、だいぶ事業者には厳しく言いましたが、私は県民と部下には優しい知事ですから、そのことだけは誤解のないようにして、今日は終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございます。

(司会)

それでは、委員の皆様、本日も活発な御意見をいただき、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議、全て終了いたします。

なお、第6回の会議につきましては、12月中旬の開催を予定しております。会議の詳細につきましては、決まりましたら、また別途事務局から御連絡をさせていただきたいと思っております。

本日は、長時間にわたりまして誠にありがとうございました。

お疲れ様でした。

(宮下知事)

皆さん、ありがとうございました。